

# 【津山市公共施設等の利活用に関する民間提案制度】

～皆さまからの提案をお待ちしております！～

## 制度の概要

民間提案制度は、民間事業者から市が保有する土地・公共施設に関しての提案を求め、公共施設マネジメントに貢献する提案を選定し、採用された提案者との協議を経て、事業化を図るものです。

また、事業化が決定した際には、提案が採用された者との**随意契約を前提**としています。

ただし、協議が成立した場合でも、予算案件が議会で承認されない等の事由によって、事業が実施できなくなった場合には、事業化されません。

## 制度の特徴

### 公共施設マネジメントに関することなら自由な提案が可能です

運用指針・募集要項で定める一定の条件以外の要件はありません。一部、対象外となる提案（ ）もありますが、自由な発想、独自のノウハウを盛り込んだ提案ができます。

単に事業（施設）の廃止に関する提案  
既存の委託事業を単に安価で受託しようとする提案 など

### 市の新たな財政負担が無いことが原則です

提案の事業化にあたっては、次に定める方法等により資金調達・報酬を得るものとします。

- ▶ 提案による財産の（施設・土地）の貸付料・広告料収入
- ▶ 提案による光熱水費・保守費等の削減相当額
- ▶ 提案による本市の現行予算の流用 など

### 事業化協議が成立した時点で提案採用者との随意契約を保証します

民間事業者様からの提案内容を知的財産として捉えます。提案が採用され、協議を経て事業化が決定した際には、提案者との契約を保証します。

## 提案対象

提案対象となる施設には以下の2種類があります。

### ショートリスト：民間提案制度により利活用を期待する施設

津山市本庁舎	衆楽園
津山市東庁舎	旧高田保育園
津山すこやか・こどもセンター	旧公郷保育所

これらの施設についての詳細は津山市公式ウェブサイトに掲載している別添の**対象物件の概要**でご確認ください。

### ロングリスト：上記以外の施設

これらの施設についての詳細は津山市公式ウェブサイトに掲載している「**施設別カルテ**」等をご参照ください。  
なお、ロングリストの施設利活用を検討する場合は事前相談が必要です。

## 今後のスケジュール

2019年6月 募集要項公表

現地見学・事前相談の実施

10月 上旬：提案受付 中旬～下旬：書類・プレゼン審査  
11月以降 提案採用者への通知  
提案が採用となったものから、順次協議

## お問い合わせ

詳しくは本市の公式ウェブサイトをご確認ください。  
津山市財政部財産活用課  
電話：0868-32-2122  
メール：zaisan@city.tsuyama.lg.jp

津山市 民間提案制度

検索